

白子町監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和8年3月27日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

記

第1 請求人
（白子町在住者）

第2 請求の内容

請求人から令和8年1月30日に提出された住民監査請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和8年1月30日住民監査請求書）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する、下記のとおり住民監査請求を行います。

1 請求の対象となる財務会計行為

白子町が実施する委託型地域おこし協力隊制度に関し、地域おこし協力隊員であるA氏に係る委託契約の締結、活動経費の支出、とりわけ動画制作・編集業務を第三者に再委託したとされる支出、及びこれに付随する決裁・支払行為一切（令和7年7月分から現在までの支出分）。

2 請求の要旨

上記財務会計行為について、地方自治法第232条の2に反する違法又は不当な支出が行われていないかを監査し、違法又は不当と認められる支出については返還その他必要な措置を講ずること又、重大な損益をもたらす原因を作成した起案者、B氏の処分並びに前町長に対して返還請求を現町長に求める。

3 請求の理由

A氏は、委託型地域おこし協力隊として、動画撮影・編集・SNS発信等を主たる役務内容として委託を受けている。しかしながら、当該中核的業務について、複数の第三者に対し反復継続的に再委託が行われ、その費用が活動経費として計上されている疑いがある。

委託契約においては、原則として受託者本人が役務を提供することが予定されており、中核業務を恒常的に第三者へ再委託することは、委託契約の趣旨及び地域おこし協力隊制度の趣旨に反する。

また、再委託費について消費税を含む税込額での支払いが行われているとされるが、再委託先が適格請求書発行事業者であるか否か、適格請求書の保存がなされているかについて、町が確認した形跡が見当たらない。仮に再委託先が免税事業者である場合、消費税の仕入税額控除は認められず、消費税相当額を含めた支出は不当となる可能性がある。

以上のとおり、本件はA氏個人の活動態様にとどまらず、町による支出審査及び内部統制の不備が強く疑われるものであり、監査委員による厳格な監査が必要である。

4 求める措置

- (1) A氏に係る再委託費を含む活動経費支出の適法性・妥当性の監査
- (2) 違法又は不当な支出が認められた場合の返還その他の措置
- (3) 再委託の可否・基準を含む制度運用の見直し及び再発防止策の実施
- (4) 地域おこし協力隊委託型設置要綱起案者、及び前町長への責任追及
(添付されている事実証明書)

(令和8年1月30日住民監査請求書)

- 1 起案書 (令和5年8月22日付け起案)
- 2 起案書 (令和6年1月25日付け起案)

(令和8年2月6日追加資料提出)

- 1 委託型地域おこし協力隊活動計画書 (A)
- 2 委託型地域おこし協力隊1次選考 (書類審査) 用チェックシート他一式
- 3 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書
- 4 委託料請求書 (2025年2月5日)
- 5 委託料請求書 (2025年3月4日)
- 6 委託料請求書 (2025年4月2日)
- 7 委託料請求書 (2025年5月7日)
- 8 委託料請求書 (2025年6月1日)
- 9 委託料請求書 (2025年7月1日)
- 10 委託料請求書 (2025年8月2日)
- 11 委託料請求書 (2025年9月2日)
- 12 委託料請求書 (2025年10月1日)
- 13 委託料請求書 (2025年11月1日)
- 14 委託料請求書 (2025年12月1日)
- 15 賃貸借契約書
- 16 請求書・領収書一式

第3 請求の受理

令和8年1月30日に受付した住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)については、監査委員事務局の補正指導の補助執行後、地方自治法第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和8年3月4日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、委託型地域おこし協力隊活動における「公金の支出」について、白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書や委託型地域おこし協力隊活動計画書(A)、支出関係書類等の関係書類及び法令等に基づき監査を行う。

なお、請求人が主張する「…重大な損益をもたらす原因を作成した起案者、B氏の処分…」については、先行の住民監査請求で同様に請求対象となっているため、本件から除外する。

2 監査対象部署

町企画財政課

3 監査の期間

令和8年1月30日から令和8年3月27日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和8年1月30日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和8年2月5日に実施した。また、請求人からの追加の証拠の提出については、令和8年2月6日に追加提出された。

第5 監査の結果

(1) 事実関係の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求(追加資料含む)及び請求人の陳述、関係書類の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

ア 委託契約の概要

町は、令和7年4月1日付け白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書により、委託型地域おこし協力隊員のA氏と業務委託契約を締結した。

同契約書第7条には、再委託の制限として、「受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者が承諾したときは、この限りでない。」と規定している。

また、白子町委託型地域おこし協力隊業務委託仕様書には、個別事項として6項目の業務内容が定められている。

- ①デジタルメディア（SNSなど）を活用したシティプロモーション活動
 - ②PR動画の作成
 - ③広報紙等の掲載写真の撮影および提供
 - ④インスタ映えスポットづくり
 - ⑤新たなビジネスモデルの確立
 - ⑥その他、地域の資源や魅力を活用した地域の活性化を推進する活動
- また、同様に共通事項として6項目の業務内容が定められている。
- ①地域振興に資する事業との連携や他の隊員との協力体制を構築し、相乗効果を図るものとする。
 - ②地域主催の会合や地域行事等へ積極的に参加するものとする。
 - ③町、隊員及び関係者等の連絡会議に参加するものとする。
 - ④町が行う地域おこし協力隊の広報活動（町広報への寄稿等）に協力するものとする。
 - ⑤業務に関して積極的な情報発信に努めるものとする。
 - ⑥任期後の定住に向けた起業・事業継承の準備を行うものとする。

イ A氏の活動について

令和7年4月1日から白子町委託型地域おこし協力隊となり活動を開始した。

委託型地域おこし協力隊活動計画書（A）では、活動目的を「ショート動画を活用した町の魅力発信により、観光客や移住希望者の増加を促す。町民にも町の良さを再認識してもらい、地域愛を高める。外部との交流のきっかけを創出し、地域経済の活性化につなげる。また、議会 YouTube 配信等の運用サポートを含めた」とある。

活動日数は、令和7年4月は21日、5月は21日、6月は21日、7月は22日、8月は21日、9月は22日、10月は23日、11月は20日、12月は20日、令和8年1月は20日、である。

ウ 再委託の実態

監査の結果、当該隊員は、動画編集等の業務の一部を外部人材に再委託し、当該再委託先に対して金品の支払いを行っていたことが確認された。

一方、町においては、再委託を承諾する旨の文書による決裁、又はこれに準ずる正式な手続は行われていなかった。しかしながら、毎月の委託料請求書提出時に町担当職員が活動内容のヒアリング等を実施するタイミングで事後承諾として再委託の事実を認識・把握し、委託料の支払いに至っている。

エ 町企画財政課の対応

毎月一回、委託型地域おこし協力隊活動月報等の提出時に現状のヒアリング等を実施。併せて、委託料請求書を受領。

3 監査委員の判断（法的評価）

（1）再委託制限条項の意義

本件委託契約における再委託制限条項は、受託者個人の能力及び資質を前提として業務を委託するとともに、業務の履行状況及び公金の使途を町が直接的に把握・管理することを目的とするものであり、本契約における重要な条項であると解される。

(2) 町の承諾の有無について

行政契約において、契約条項の例外を認める行為は、当該条項の趣旨に照らし、明示的かつ客観的に確認可能な形で行われる必要がある。

しかしながら、本件においては、町担当職員が再委託の事実を認識しており、再委託を承諾する旨の正式な決裁その他の手続を取らなかったものの、毎月一回、委託型地域おこし協力隊活動月報等の提出時に活動状況等のヒアリング等を実施し、併せて委託料請求書を受領したことにより、事後的に再委託の手続きを承諾したと判断している。

(3) 支出の適法性及び不当性について

本件支出について、直ちに地方自治法上の違法な支出であると断定することは困難である。

しかしながら、町の正式な書面での決裁を得ることなく再委託が行われ、その費用が実質的に公金から支出されている点において、契約条件に沿った履行がなされているとは言い難い。

特に、再委託に要した費用相当額については、その全額について町が負担すべき合理性があるか否かは慎重に検討されるべきである。

この点において、本件支出の正当性には疑義が生じる。

(4) 町企画財政課の注意義務違反

町企画財政課については、毎月一回の委託料請求時での審査に際し、書類内容の精査等が厳正に実施されていたのかが疑問である。

もっとも、膨大な通常業務を執行しつつ、本件のような再委託を詳細まで把握し事前対応することは難しい面もあり、担当者の行為が直ちに地方自治法第243条の2の8に規定する「職員の故意又は重大な過失」に該当するとまでは認められないと判断する。

町企画財政課には本件の原因究明を早期に求めるとともに、担当個人のみならず過度の負担を強いることなく、組織としての審査体制・内部基準の不明確さを見直し、適切な事務事業の執行となるよう対応することを求める。

特に、委託料請求書及び添付書類の審査手順を整備し、組織で共有すること、活動実績と経費の整合性を確認するチェック体制を構築すること、などの措置を早急に講ずるよう求める。

4 結論

以上のことから、本件監査請求については、次のとおり判断する。

(1) 本件支出について、違法とまでは認められない。

(2) しかしながら、再委託に関する町の正式な書面での決裁手続が行わ

れていないまま支出がなされている点において、正当性には疑義が生じる。

よって、町においては、再委託費用相当額について、返還を含めた対応の可否を速やかに検討し報告すること、今後、委託業務においては、再委託の可否に関する承諾手続及び履行管理を厳格に行う体制を整備すること、が必要であるとの意見を付す。

また、本件は、個々の受託者や担当職員の善意や努力の有無を問うものではなく、公金を原資とする委託業務における契約管理及び内部統制の在り方が問われた事案である。

同様の問題が再発することのないよう、制度及び運用の改善が求められる。

以上のとおり、本件住民監査請求については、一部に理由があるものと認め、これを認容することとし、一部に理由がないため、これを認容しないこととし、法第242条第5項の規定により、監査委員の合議により決定する。

以上